

まち・ひと・しごと創生法の概要について

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

まち・ひと・しごとの一体的な推進

まち・ひと・しごと総合戦略の策定

※まち・ひと・しごと創生

「まち」…潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

「ひと」…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

「しごと」…地域における魅力ある多様な就業の確保

基本理念（第2条）

- ① 個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう環境を整備
- ② 日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、現在・将来における提供を確保
- ③ 結婚・出産・育児について、希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④ 仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤ 地域の特性を生かした魅力ある就業の機会を創出
- ⑥ 地方公共団体の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営を確保
- ⑦ 国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関して国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定する責務を有する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（第8条）

政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

当該戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向について定めるものとする。
※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勸案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（第9条）

都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勸案して、総合戦略を定めるよう努めなければならない。

勸案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第10条）

市町村は、国及び都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勸案して、総合戦略を定めるよう努めなければならない。

施行期日：公布の日（H26.11.28）。ただし、上記の第8条、第9条、第10条はH26.12.2